

OECD「多国間相互協議手続及び事前確認制度の取り扱いに関するマニュアル」の公表

2023年2月
第5号

概要

2023年2月1日、経済協力開発機構(以下、「OECD」)は税務長官会議(Forum on Tax Administration)にて「多国間相互協議手続及び事前確認制度の取り扱いに関するマニュアル」(以下、「マニュアル」)を公表しました。法律及び手続の観点から、多国間相互協議(以下、「多国間 MAP」)及び事前確認制度(以下、「多国間 APA」)手続に指針を提供するため、税務管理部門及び納税者に多国間措置に係る基本情報を提供しています。

マニュアルは、税務長官会議による税務上の確実性に係る作業計画の一部であり、OECD のその他税務指導類文書と同様、マニュアル自体に拘束力はないものの、「OECD モデル租税条約」、「OECD 移転価格ガイドライン」などの文書で規定されている基準、手続及び指針を補足し、各税務管轄区域(以下、「管轄区域」)における実務経験を総括したものです。

詳細

マニュアルには主に、以下の5つの内容が含まれます。

1. 全体説明: プロジェクトの概要、多国間事案で一般的に生じる課題、経験の総括など
2. MAP 及び APA 事案を取り扱うための基礎: 多国間事案の定義、多国間事案の取り扱いにおける法的根拠、多国間事案の申請、多国間手続と BEPS 行動計画 14 の最低基準との関連性など
3. 多国間事案において考慮すべき手続上の問題: 多国間事案における管轄区域の連携、協議の実施方法、手続事項の調整、協議形式、国内救済措置または多国間事案の連携、協議の実行、相互協議手続が合意に至らない場合の仲裁、多国間手続における納税者の権利・義務・役割など
4. 多国間事案事例
5. 多国間事案処理の理想的なスケジュール

1. 多国間事案における課題及び経験

従来の二国間協議と比較し、多国間 MAP 手続及び多国間 APA は、納税者及び主管税務当局により大きな税務上の確実性を提供する一方、多国間協議の複雑性や管轄区域税務主管の同手続における実務経験の不十分さなどから、多国間事案は二国間事案よりも多くの課題があります。特に、立法及び手続上の規定が不明瞭で、国内法に不備がある場合、多国籍企業または税務当局は、複数の二国間租税条約のみに依拠するしかなく、多国間協議を開始できない可能性があります。

実務上、多国間 MAP 手続が移転価格事案に最も適していることが示されています。複数の管轄区域で事業を展開する大規模な多国籍企業グループにとって、多国間措置及びその解決策は、二国間協議よりも税務上の確実性を高めることができます。

2. 多国間事案処理の法的根拠

各管轄区域は、「OECD モデル租税条約」(2019 年版)第 25(1)条¹及び 25(2)条²、または第 25(3)条³に対応する租税条約の条項に基づいて多国間事案の処理を検討することができます。マニュアルでは、各管轄区域が柔軟かつ開放的な態度で多国間協議の申請を処理することを奨励しています。各管轄区域は、多国間事案を取り扱うための法的根拠を明確にすることが求められます。また、多国間事案は本質的に二国間事案の組み合わせであることから、二国間租税条約が納税者に提供する権利は、多国間措置においても同様に残されなければならないと考えられます。

3. 多国間事案において検討すべき手続上の問題

各管轄区域は、各管轄区域で実施可能な多国間協議の合意のため、多国間協議を実施すること(多国間方式)を検討することができます。また、複数の二国間協議の合意を目的に、各管轄区域は、主管税務当局に個別の二国間協議の実施を認め、各当事者が調整することで納税者の二重課税問題を回避または解決することも可能です(二国間方式)。

多国間方式によって事案を適時に解決することが理想ですが、二国間方式を支持する管轄区域は、多国間方式では関係者が多く、実質的な合意に至らないことが多いのに対し、二国間方式は税務当局がすでに慣れている協議プロセスを用いるため、複雑な法的問題を回避し、かえってより迅速かつシンプルに問題を解決できると指摘しています。マニュアルでは、各管轄区域は各事案に対してどのような方式を採用するかを選択する前に、事案に基づいてすべての要素を考慮する必要があると提言しています。多国間事案の効率を高めるために、多国間事案に関与する主管税務当局は、調整担当の主管税務当局を協議、決定することができます。

多国間事案は政府間の手続であることから、納税者は通常、情報の提供、税務機関への回答、主管税務当局が計画する合意の受入または拒否など、一部の手続にしか参加できません。主管税務当局の同意があれば、納税者は多国間事案により積極的に参加し、税務当局における多国間協議を支援することができます。多国間事案では、納税者は秘密保持を前提に、関連するすべての情報を各関連主管税務当局に提供するなど、二国間事案よりも積極的な関与が必要になる可能性があります。

納税者は多国間事案の利害関係者として、事案の各手続における進捗状況や合意形成の想定スケジュールについて定期的に情報を取得する必要があります。

4. 多国間事案事例

多国間事案の応用シーンは幅広く、マニュアル第 4 章では多国間事案に適用される可能性のあるさまざまな事例を列挙しており、生産販売、流通、サービス、無形資産のライセンス、融資など多様な取引をカバーしており、また、恒久的施設(PE)、複合企業及び二重／多重居住者資格に関する事例も列挙しています。

例えば、ある多国籍企業グループが製品 X を生産及び販売する場合、具体的なプロセスは下図の通りです。



この例では、C 国の主管税務当局は分析を通じて、C 社が多国籍企業グループの一員として十分な補償を得ていないと結論付けています。C 社は製品を第三者に販売しているため、C 社の売上高に移転価格上の問題はありません。B 社・C 社間の取引において、B 社が独立企業原則に基づく補償をすでに受けていると仮定すると、C 国の主管税務当局は、A 社・B 社間の関連者間取引の価格設定が高すぎるのが問題であると認定します。このとき、B 国の主管税務当局及び B 社にとって、C 国の主管税務当局の見解を認めると、まず A 社と B 社間の関連者間取引の価格設定を調整しなければならず、そうしなければ B 社と C 社の取引価格設定のみの調整によって B 社の利益を一方向的に減少させ、損失が生じることとなり、独立企業原則に反することになります。この場合、A 国、B 国及び C 国で多国間措置を開始することで、潜在的な二重課税問題を解決する必要があります。

5. 多国間事案処理の理想的なスケジュール

マニュアル第 5 章は、理想的な状態における多国間 MAP 手続及び多国間 APA のスケジュールを示しています。過去、BEPS 行動計画 14 では、各管轄区域が相互協議手続の処理期間を 24 ヶ月以内に抑えるよう求めていたのに対し、マニュアルでは各管轄区域は 36 ヶ月以内に主管税務当局間の協議を完了し、迅速に合意を承認するよう提唱しています。この長い時間軸での枠組みは、多国間事案の複雑さを反映しています。同時に、マニュアルでは、多国間事案のスケジュールは各管轄区域の具体的な状況を踏まえて考慮する必要があることを強調しています。

まとめ

中国の APA には、ユニラテラル APA(中国国内)、バイラテラル APA(二国間)、マルチラテラル APA(多国間)の 3 種類があります。2022 年 11 月に中華人民共和国国家税務総局(以下、「国家税務総局」)が公布した「中国事前確認制度年度報告書 2021」⁴によると、中国は現時点で、多国間 APA を未だに締結していません。しかし、中国における現行の相互協議手続は依然として租税条約に基づいており、企業が税務当局による多国間協議への参加申請については実務的な模索が必要です。

近年、国家税務総局は国際税務提携の強化、「一帯一路」徴税管理協力制度の推進、APA アレンジメント及びクロスボーダー税務関連事案の相互協議拡大など、国際税務活動の重点とすることを強調しています。マニュアルの公表に伴い、より効率的に多国籍企業グループの二重課税問題を解決できるよう、より多くの管轄区域が多国間方式による相互協議手続及び APA を検討し、積極的に推進することを期待します。

国際貿易摩擦、世界的なインフレなど、さまざまなマクロ上の不確実性に対応するため、海外に進出する多くの中国企業がサプライチェーンのモデルチェンジを積極的に推進しています。例えば、東南アジアに海外生産拠点を配置し、香港地区またはシンガポールで設立した海外販売プラットフォームや地域統括会社、世界の主要市場で設立した販売またはサービス会社を利用することで、国内企業には主にグループの研究開発や管理機能などを担わせることが挙げられます。多国籍企業は安全で効率的なサプライチェーンシステムに重点を置くことで、グループ内でより複雑なクロスボーダー多国間取引が構築されることとなります。この流れに対し、多国籍企業グループにおかれてはクロスボーダー関連者間取引の税務コンプライアンス管理を強化するとともに、国際税務提携の法規及び実務上の進展⁵に注目し、OECD などの国際組織が提唱する多国間措置(MAP 手続、マルチラテラル APA、国際コンプライアンス保証プログラム⁶など)を研究するようお勧めします。企業における税の透明性を向上させつつ、より高い税務上の確実性を追及することで、グループの税務管理コスト、移転価格調査リスク及び国際二重課税リスクを低減することが可能と考えます。

注釈

- 「OECD モデル租税条約」2019 年版第 25(1)条:納税者が 1 つまたは 2 つの締約国における行動に起因する、またはその課税が本モデル租税条約に合致しないと判断した場合、当該国・地域の国内法がどのような救済措置を提供した場合であっても、いずれかの締約国の主管税務機関にその事案を提出することができる。当該事案は必ず、本条約の規定に準拠していない課税行動の最初の通知から 3 年以内に提出しなければならない。
- 「OECD モデル租税条約」2019 年版第 25(2)条:主管税務機関が納税者の異議が合理的であり、かつそれ自体が満足できる解決にいたらないと判断した場合、別の締約国における主管税務機関と相互協議を通じて当該事案を解決し、租税条約に適合しない課税を回避するよう努力しなければならない。締約国の国内法によって課された期限にかかわらず、達成された合意はどれも実行しなければならない。
- 「OECD モデル租税条約」2019 年版第 25(3)条:締約国の主管税務機関は、本モデル租税条約に規定されていない二重課税を解消するために、相互協議を通じて本モデル租税条約の説明または適用で生じるいかなる課題または疑問を解決するよう努力しなければならない。
- 「中国事前確認制度年度報告 2021」に関する解説については、[PwC 中国「中国税務ニュースフラッシュ」2022 年第 38 号「中国移転価格税制に関する事前確認制度年度報告\(2021\)」](#)をご参照ください。
- 直近における OECD の相互協議手続に関する統計データは、[PwC 中国「中国税務/ニュースフラッシュ」2022 年第 40 号「OECD 2021 年相互協議統計データの解説」](#)をご参照ください。
- 国際コンプライアンス保証プログラム (International Compliance Assurance Programme、以下、「ICAP」)は、多国籍企業及び税務機関に対し、多国間税務提携を通じて多国籍企業への自発的な税務リスク評価と保証の実施を認める試行プログラムであり、効率的かつ協動的に参加する多国籍企業に税務上の確実性を提供することを目的としている。前述の OECD 税務長官会議(FTA)は 2018 年 1 月に初めて試行を開始し、参加している税務機関はオーストラリア、カナダ、イタリア、日本、オランダ、スペイン、英国及び米国が含まれる。第 2 次 ICAP 試行は 2019 年 3 月から始まり、参加税務機関は 18 に拡大した。

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などございましたら、下記の **PwC 中国移転価格サービスチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

中国大陸

原遵華

+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

唐恩亮

+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

边疆

+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

馬佳寧

+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

楊鋒

+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

段雲訊

+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

利浩智

+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

項南

+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

趙鴻

+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

蘇添

+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

庄子男

+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陳信克

+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

鍾司亮

+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

郁啓生

+86 (10) 6533 3117
qisheng.yu@cn.pwc.com

闫明

+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

邱雅君

+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

劉啓源

+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

毛偉

+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

徐聞

+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

龚梅

+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

殷小麗

86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.com

孫衍

+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

韓濤

+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

樂瑩

+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

蔡凌江

+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

李玮嘉

+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

趙涵棟

+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

朱輝平

+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

香港地区

李篠筠
+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吳慕荷
+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘詠之
+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

謝文憲
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

PwC 中国移転価格サービスチームは、290 名近くの経済、会計、法律及びプロジェクト・マネジメントに係る豊富な専門知識を有する、フルタイム職員及び各業界を十分把握している移転価格専門人員を抱えています。PwC チームはクライアントの効率が高い税務構造の構築をサポートし、移転価格に係るコンプライアンスの要求を満たし、税務調査時に迅速に対応し、税務当局との争議を解決し、税務調整のリスクを削減することに協力いたします。PwCは世界50ヶ国・地域に100名以上のパートナー及び1,500名以上のフルタイム移転価格専門人員を抱えており、クライアントへ世界的な移転価格サービスを提供することに注力しています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2023年2月17日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国大陸及び香港地区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国大陸、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港地区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 PwC。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

解读经合组织《关于处理多边相互协商程序和预约定价安排的手册》

二零二三年二月
第五期

摘要

2023年2月1日，经济合作与发展组织（以下简称：“经合组织”）税收征管论坛（即 Forum on Tax Administration，英文简称：FTA）发布了《多边相互协商程序和预约定价安排处理手册》（以下简称：《手册》），旨在从法律和程序角度为多边相互协商程序（英文简称：MAP）和预约定价安排（英文简称：APA）程序提供指引，为税务管理部门和纳税人提供此类多边措施的基本信息。

《手册》是 FTA 税收确定性工作计划的一部分，与经合组织其他税务指引类文件相同，《手册》本身不具备约束力；而是作为《经合组织税收协定范本》、《经合组织转让定价指南》など文件中规定的标准、程序和指南的补充，以及各税收管辖区（以下简称：辖区）实践经验的总结。

详细内容

《手册》主要包括以下五方面内容：

1. 总体介绍：包括项目概要、多边事案中通常出现的挑战，和经验总结
2. 处理多边相互协商程序和预约定价安排事案的基础：包含多边事案的定义、处理多边事案的法律依据、多边事案的申请，以及多边程序和 BEPS 第 14 项行动计划最低标准之间的联系
3. 多边事案中需要考虑的程序问题：包括多边事案中各辖区的联系、开展磋商的方法、程序事项的协调、磋商的形式、国内救济措施或程序与多边事案的联系、协议的执行、相互协商程序无法达成协议情况下的仲裁，以及纳税人在多边程序的权利、义务和作用
4. 多边事案示例
5. 处理多边事案的理想时间表

一、多边事案中的挑战和经验

与传统的双边磋商相比，多边相互协商程序和预约定价安排在一些情况下为纳税人和主管税务当局提供了更大的税收确定性。然而，鉴于多边磋商的复杂程度以及多数辖区税务主管当局缺乏处理此类程序的经验，多边事案比双边事案更具挑战性。其中主要包括立法以及程序性的规定并不明确，如果缺乏国内立法，跨国企业或税务主管当局可能无法仅依靠多个双边税收协定发起或参与多边磋商。

实践表明，多边相互协商程序最适合转让定价事案。对于在多辖区开展经营的大型跨国企业集团而言，相较于双边磋商，多边措施及其解决方案能够提供更大的税收确定性。

二、处理多边事案的法律依据

各辖区可以根据其税收协定中与《经合组织税收协定范本》（2019年版本）第25（1）条¹和25（2）条²，或第25（3）条³对应的条款来考虑处理多边事案。《手册》鼓励各辖区以灵活和开放的态度处理多边磋商的申请。各辖区应明确处理多边事案的法律依据。此外，由于多边事案在本质上是双边事案的组合，双边税收协定为纳税人提供的权利应同样在多边措施中予以保留。

三、在 多边事案中需要考虑的程序问题

各辖区可以考虑同时开展多边磋商，以期达成可以在每个辖区实施的多边协议（即多边方式）。另外，各辖区也可以允许主管税务当局各自开展双边磋商，以达成多个双边协议，再通过各方协调的方式避免或解决纳税人的重复征税问题（即双边方式）。

在理想情况下，多边方式能够使事案得到及时解决。然而，支持双边方式的辖区指出，多边方式涉及过多当事方，在许多情况下无法达成实质性的协议，而双边方式使用主管税务当局已经习惯的磋商程序，避免了复杂的法律问题，反而可以更快、更简单的解决问题。《手册》提出，各辖区在针对个案选择采用何种方式之前，需要根据有关事案考虑所有相关因素。为提高多边事案的效率，参与多边事案的主管税务当局可商定为事案指定一个协调主管税务当局，以协助协调并推动事案。

由于多边事案是政府间程序，纳税人通常只能参与部分程序，包括提供信息、答复税务机关、接受或拒绝由主管税务当局拟定的协议。在主管税务当局同意的情况下，纳税人可以更积极地参与并协助主管税务当局开展多边协商。在 多边事案中，纳税人可能需要比双边事案更多的参与，比如在保密的前提下，将所有信息都提供给所有相关主管税务当局。

纳税人作为 多边事案的利益相关方，应定期获得事案每个程序步骤的最新进展情况，以及达成协议的预计时间表。

四、 多边事案示例

多边事案的应用场景十分广泛，《手册》第四章列举了可能适用于 多边事案的不同案例，覆盖生产销售、分销、服务、无形资产许可、融资等多种交易类型；《手册》第四章也列举了常设机构、混合实体以及双重/多重居民身份的案例。

例如，某跨国企业集团从事 X 产品的生产与销售，具体流程如下图所示：



在本示例中，C 国的主管税务当局通过分析认为，作为跨国企业集团成员的 C 公司并未获得足够的补偿。由于 C 公司将产品销售给第三方，C 公司的销售收入并不存在转让定价问题。假设在 B 公司与 C 公司的交易中，B 公司已获得符合独立交易原则的补偿，因此，C 国的主管税务当局认定，问题在于 A 公司与 B 公司之间的关联交易定价过高。此时，对于 B 国的主管税务当局以及 B 公司来说，如果认可 C 国的主管税务当局的观点，就必须首先对 A 公司和与 B 公司之间的关联交易定价进行调整，否则仅对 B 公司和 C 公司的交易定价进行调整会单方面降低 B 公司的利润甚至使得 B 公司出现亏损，从而违背了独立交易原则。此时，就需要通过在 A 国、B 国和 C 国启动 多边措施来解决潜在的重复征税问题。

五、 处理 多边事案的理想时间表

《手册》第五章列示了理想状态下 多边相互协商程序及预约定价安排的时间表安排，与此前 BEPS 第 14 项行动力求各辖区将相互协商程序结案时间控制在 24 个月以内相比，《手册》建议各辖区在 36 个月内完成主管税务当局间的协议，并尽快批准协议。较长的目标时间框架体现了 多边事案的复杂性。与此同时，《手册》强调 多边事案的时间安排，还需要结合各辖区的具体情况来考虑。

注意要点

我国的预约定价安排包括单边、双边和多边 3 种类型。根据 2022 年 11 月国家税务总局发布的《中国预约定价安排年度报告 2021》⁴，目前我国尚未签署多边预约定价安排。而我国现行的相互协商程序仍以税收协定为基准，企业能否申请税务主管当局参与多边磋商，还需实践探索。

近年来，国家税务总局强调要将加强国际税收合作、深化“一带一路”税收征管合作机制、加大预约定价安排和跨境涉税事项相互协商力度作为国际税收工作的重点。普华永道希望，随着《手册》的发布，越来越多的辖区会考虑并积极推进以多边方式开展相互协商程序和预约定价安排，以更高效地形式帮助跨国企业集团解决国际重复征税问题。

为了应对国际贸易摩擦、全球性通货膨胀等多种宏观不确定性因素，越来越多的中国出海企业在新一轮的国际化布局中，积极推动供应链转型。例如，在东南亚布局海外生产基地、利用中国香港或新加坡搭建海外销售平台或地区总部，在全球主要市场设立销售或服务公司，而国内企业主要承担集团研发和核心管理等职能。跨国企业强调安全和高效的供应链体系，势必将在集团内部构建更为复杂的跨境多边交易。对此，我们建议跨国企业集团在加强跨境关联交易税务合规管理的同时，关注国际税收合作在法规和实践方面的发展⁵，研究经合组织等国际组织倡导的各项多边措施（如多边相互协商程序、多边预约定价安排、和国际税收遵从保障项目⁶）。在提升集团税务透明度的同时，寻求更高的税收确定性，从而降低集团税务管理成本、以及转让定价调查风险与国际重复征税风险。

注释

1. 《OECD 税收协定范本》2019 年版第 25（1）条：如果纳税人认为一个或两个缔约国的行动导致或将导致对其征税不符合本协定范本的规定，无论这些国家/地区的国内法提供何种救济措施，其都可以向任何一个缔约国的主管税务机关提出其事案。该事案必须在首次通知导致不符合本协定范本规定的征税行动后三年内提出。
2. 《OECD 税收协定范本》2019 年版第 25（2）条：如果主管税务机关认为纳税人反对是合理的，并且如果其本身不能达成令人满意的解决办法，则应努力与另一缔约国的主管税务机关通过相互协商解决该事案，以避免不符合税收协定的课税。尽管缔约国的国内法有时限要求，但达成的任何协议应予执行。
3. 《OECD 税收协定范本》2019 年版第 25（3）条：缔约国的主管税务机关应努力通过相互协商解决在解释或适用本税收协定范本方面出现的任何困难或疑问，以消除本税收协定范本中未规定的双重征税情况。
4. 有关《中国预约定价安排年度报告 2021》的解读，请参见：[普华永道《中国税务/商务新知》2022 年第三十八期《解读国家税务总局发布〈中国预约定价安排年度报告（2021）〉》](#)
5. 近期经合组织有关相互协商程序的统计数据，请参见：[普华永道《中国税务/商务新知》2022 年第四十期《解读经合组织 2021 年相互协商程序统计数据》](#)
6. 国际税收遵从保障项目（即 International Compliance Assurance Programme，英文简称：ICAP）是一项允许跨国企业和税务机关通过开展多边税收合作，自愿对跨国公司进行税收风险评估和保障的试点项目，旨在以高效的协调方式为参加试点的跨国企业提供税收确定性。由前文提到的经合组织税收征管论坛（FTA）于 2018 年 1 月首次启动试点，参与的税务机关包括澳大利亚、加拿大、意大利、日本、荷兰、西班牙、英国和美国。第二次 ICAP 试点于 2019 年 3 月开始，参与的税务机关扩大到 18 个。

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系**普华永道中国转让定价服务团队**:

中国内地

原遵华

+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

唐恩亮

+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

边疆

+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

马佳宁

+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

杨锋

+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

段云译

+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

利浩智

+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

项南

+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

赵鸿

+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

苏添

+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

庄子男

+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈信克

+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

钟司亮

+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

郁启生

+86 (10) 6533 3117
qisheng.yu@cn.pwc.com

闫明

+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

邸雅君

+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

刘启源

+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

毛伟

+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

徐闻

+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

龚梅

+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

殷小丽

86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.co

孙衍

+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

韩涛

+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

乐莹

+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

蔡凌江

+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

李玮嘉

+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

赵涵栋

+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

朱辉平

+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

香港

新知
中国税务/商务专业服务

李筱筠
+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吴慕荷
+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘咏之
+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

谢文宪
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

普华永道中国转让定价服务团队在中国约有 290 位全职的对经济、会计、法律及项目管理有丰富专业知识，及对各行业有充分了解的转让定价专业人员。我们的团队致力协助客户建立有效率的税务架构，以符合转让定价的合规要求、预备在税务审查时作出迅速应对、解决与税务机关的争议、并减低税务调整的风险。同时普华永道在全球的 50 多个国家拥有 100 多位合伙人及超过 1500 名全职的转让定价专业人员，致力于为客户提供全球性转让定价专业服务。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2023年2月17日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。